



2026年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社ヨシックスホールディングス
代表者名 代表取締役会長 CEO 吉 岡 昌 成
(コード番号：3221 東証プライム市場・名証プレミアム市場)
問 合 せ 先 執行役員 経営企画室室長 松 岡 龍 司
(TEL. 052-932-8431)

取締役の報酬額の改定及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬額の改定、および当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を改定することについてご承認をを求める議案を、2026年6月25日開催予定の第41回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役の報酬額の改定について

当社の取締役の報酬額は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額300百万円以内（当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。）とご承認いただき、現在に至っております。

その後の経済情勢の変化やその他の諸般の事情等を勘案、また当社の更なる企業価値の向上に向けた戦略を実現するため、取締役の報酬額について、今後の役員報酬の機動的な運用を可能にするため、取締役の報酬額を年額500百万円以内と改定することにつき、本株主総会に付議いたします。なお、取締役の報酬額には従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものいたします。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改定

(1) 本制度の改定の目的

本制度は、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会におきまして当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入いたしました。なお、当社の取締役の報酬額は2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。）、また上記の取締役の報酬額とは別枠として2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において譲渡制限付株式の割当てのための報酬額を年額100百万円、上限株式数を年50,000株以内とご承認いただいております。

近年、事業環境が著しく変化する中、経営の難易度が一層高まっており、取締役の役割および責務が増大しております。このため、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現し得る人材の貢献に対して適切に報いることを目的として、本制度につき改定することについて、本株主総会に付議いたします。

(2) 改定後の本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、当社の普通株式、あるいは当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行または処分を受けることとなります。

具体的には、譲渡制限付株式報酬の金銭報酬債権の総額を年額 300 百万円、本制度より当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年 150,000 株以内とすることにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、今回の改定は金銭報酬債権の総額および発行又は処分する普通株式の総数のみであり、その他の変更事項はありません。本制度の詳細内容につきましては、2021 年 5 月 17 日付の「譲渡制限株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上